

令和４年度第２回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和５年２月１日（水）午後２時００分～午後４時１０分
場 所	会議室２Ａ
委 員	吉田 省三 委員長（元長崎大学 経済学部教授） 本村 三郎 委員（税理士） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 山下 雄一 委員（弁護士） 勝井 智裕 委員（元長崎県職員）
市関係出席者	金子副市長、松本総務部長 《事務局》岩永契約管財課長、濱田契約検査班長、吉田事務員 《工事主管部署》 ・ 環境課…林田環境班長、前田主任 ・ 耕地水産課…本多課長、森瀬耕地整備班長、横田主任、池田主査、福山主査 ・ 道路課…小林道路整備班長、中鶴主査、柴田主査 ・ 教育総務課…濱口施設整備班長、入江主任 ・ 水道課…伊藤工務班長、白岩主任
報告事項	①令和４年度上半期入札執行状況等について ②施工時期の平準化の取組について ③入札不調・不落の対策について ④第１回入札監視委員会での所見に係る調査結果について
抽出事案審議	令和４年度上半期発注工事の審議について
審議対象期間	令和４年４月１日 ～ 令和４年９月３０日
抽出事案	９件 ※各委員から２件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1)報告事項 ①令和4年度上半期入札執行状況等について	
意見・質問	回 答
水道課の契約額が全体の半分を占める状況であるが、送水管を敷設する工事なのか。	規模が大きいものは安中配水池の新設工事であり約4億円である。

(1)報告事項 ②施工時期の平準化について	
意見・質問	回 答
債務負担行為は以前から制度があったはずであるが、なぜ今まで活用しなかったのか。	大規模で工期が複数年にわたる工事について活用してきたが、今後は工期が1年未満についても債務負担行為を設定することで4～6月の閑散期に工事の稼働率を上げ平準化を図りたい。
これまで年度末にかけて工事が集中する傾向があったが、来年度から平準化の取組が本格化するという事で今後の成果を期待したい。	—
4～6月の期間を活用したいということであれば、積算の前倒しについても積極的にできないか。	これまでは、年度当初から発注する必要がある工事について、前年度のうちに積算を前倒しで行ってきたが、今後は全体的に前倒しされるよう努めていきたい。
工事量の繁閑が生じる原因はどのようなものがあるのか。	年度後半に発注が偏っている傾向があったため、今後は発注者側でこのような取組を行うことで繁閑の差がなるべく生じないようにしたい。

(1)報告事項 ③入札不調・不落対策について	
意見・質問	回 答
制限付き一般競争入札の対象拡大は、入札参加業者の減に対してどのような効果があるのか疑問である。	制限付き一般競争入札の対象を拡大し受注意欲のある業者を広く募ることで入札不調・不落を抑制しようとするものである。今後効果が得られない場合は、新たな視点から別の方策を検討していくことになると思う。

あらかじめ不調・不落が見込まれる工事とはどういうものがあるのか。	ため池工事など施工時期について関係者との調整が必要なもの、交通量の多い幹線道路で夜間施工が必要なものなどを想定している。
制限付き一般競争入札を実施する場合の基準を下げることは検討しなかったのか。	電子入札を導入することで手続きの簡素化や対象範囲の拡大を図れると思うので、今後電子入札の導入と併せて検討したい。
不調・不落となりそうな工事はどこで判断するのか。	これまでの入札実績によれば、ため池工事や河川に関係する工事は地元住民との調整が必要となる場合が多いことから参加を敬遠される傾向があった。他市では小規模な災害復旧工事などについても、制限付き一般競争入札を実施したところ不落率が減少したと聞いており、まずは規模がそこまで大きくない工事についても実施しようとするものである。
ため池工事や河川に関係する工事について、地元住民や関係者との調整を発注者で行うことはできないのか。そのような調整を発注者で行うことをしっかり伝えることで状況も変わると思う。	現在も市から関係者のところへ出向いて工事概要の説明や施工時期等について説明を行っている。
時期の問題があって参加が難しいということであれば、関係者との話し合いで時期をずらすことも可能なのか。	河川の工事となれば田植えの時期やのりの養殖時期と重なったりするため、各関係者と協議する中で時期を選定している。
事業者と自治体が包括的な災害協定を締結することがあるが、その中で災害復旧工事を優先するようなシステムや緊急の災害復旧工事を施工する場合には単価が上乘せされるなど何らかのモチベーションとなるものがあればよいと思う。	—

(1)報告事項 ④第1回入札監視委員会での所見に係る調査結果について 調査結果1：三会中学校キュービクル更新工事	
意見・質問	回 答
適切な積算であれば最低制限価格の近いところに応札するはずであるが、それよりかなり低いところに複数の業者が応札している。	直接工事費の積算が100%できていれば経費を下げて最低制限価格付近に応札されると思うが、直接工事費の積算自体が低かった場合に、企業努力により諸経費を下げてぎりぎりのところを狙った結果、最低制限価格を下回ることになったと考えている。

直接工事費が約90%となっているのを各業者が認識しているかどうかが問題である。既に認識しているのであれば、諸経費を大きく下げるのはおかしい。積算したときに業者が100%と考えているのであれば、もともとの設計額がおかしいという話になると思う。そこに乖離が生じてこのような結果になったと考えられないか。	—
直接工事費を設計額の約98%で積算している業者がある一方で85～86%で積算している業者がある。業者側で何らかの思い違いで適切な積算がなされていないればこのようなケースは考えられる。85～86%で積算している業者と90%程度で積算している業者との違いは何か。	ご指摘のとおり、市の設計額と比較して、一部の業者の積算がかなり低くなっている。どのような積算を行っていたのか再度調査し、あらためて文書により回答したい。
ほとんどの業者は積算システムを使用していると思う。入力方法が間違っている可能性もあるので調べてもらいたい。	
安く見積もった業者が積算の仕方を理解していないということであれば、誤りの部分を周知しないといつまでも変わらないと思う。	—
キュービクル工事は業者からメーカーに対してパッケージで発注されると思う。そういうところで業者間のばらつきが出てくるのは考えられないか。	工期は3か月で設定しているが、実質、工事を現場で行うのは2日程度である。そのあたりで人件費等を安く見積もっている可能性は考えられる。
諸経費は基礎のやり替えであったり、運搬費、設置費が主となっていると思う。そういうところで費用を抑えていることが考えられる。	3か月のうち1か月はキュービクルの作成期間となっているので十分考えられる。
業者からメーカーに出す見積の違うところもあると思う。この工事でキュービクル本体の価格の割合はどれくらいか。	74%がキュービクル本体の価格である。
キュービクル本体を更新工事に含めて発注しないといけないのか。市でキュービクル本体を別途発注し、施工業者に支給するという形でできないか。	発注方法も含め調査のうえ回答したい。

(1)報告事項 ④第1回入札監視委員会での所見に係る調査結果について 調査結果2：しまばら斎場火葬炉設備更新工事	
意見・質問	回 答
特になし	

(2)抽出事案審議 令和4年度上半期発注工事の審議	
審議① しまばら斎場火葬炉設備更新工事	
意見・質問	回 答
予定価格を算定していると思われるが、見積額との関係はどうなっているのか。	当初予算要求用の見積書を業者から提出してもらっているが、当初予算額と今回の見積額で多少相違があったと考えている。
選定理由をみれば特殊なものであり積算は無理と思われるが、予定価格を設定したからには何らかの根拠があると思う。そこはどうなっているのか。	当初予算額を算出するにあたり、この業者からの見積書を基に財政部局との協議の中で金額を調整している。当初予算要求用の見積書の提出時から約半年後の入札だったため金額に相違が出ているものと思われる。
当初この業者を選定したときの資料と他社の資料を参考に細かい見積をとってもらい、その部分に対してそれぞれの説明を受けると具体的なものが見えてくると思う。一式ではなく、できるだけ詳細な見積をとる必要がある。	—
当初から5年後までのメンテナンスまで含めた見積はとれるのか。	当初建設時は施設本体と5年間のメンテナンスを含めた金額の比較で選定されている。
将来的に特定の部分を更新する必要がある場合には、それが当初見積額のどれくらいの金額かわかるような資料を保存しておくべきである。それがあれば、今回の見積額が適正なものであるか判断できるとと思われる。評価ができるものを何かしら持っておかないと業者が提示したとおりの金額になってしまう。	施設本体と5年間のメンテナンスを含めた総額での提案があった資料はある。
施設の建設時に5年後のメンテナンスを含めて入札をしたのか。	2社提案があっている状況で選定委員会を開催したという記録はあるが、入札までの資料は残っていない。

国などの入札でもあったように、1度落札すれば、その後のメンテナンスはすべてその業者が請け負えることになってしまう傾向がある。メンテナンス費用を考慮したうえで入札ができるとよい。	—
ある特定の部分だけの見積りは他社からとれるのではないか。同じ部分でそんなに金額が異なるとは思えないので、何らかの比較できるデータがあればよかったと思う。	—
審議② 第一小学校校舎エアコン更新工事	
意見・質問	回 答
学校の夏休みの時期に合わせて発注されていると思うが、昨年も9～10月は大変暑い時期であったので、工期をずらすことはできなかったのか。	設計を4月に入ってから行い、5月末に設計が完了した後に入札を実施しており、夏休みを利用する形での施工となった。
学校の授業に影響はなかったのか。	付け替えが主であり、特に影響はなかったと考えている。
審議③ 第四小学校校舎エアコン更新工事（普通教室棟）	
意見・質問	回 答
制限付き一般競争入札の実施基準で3千万円とあるのは税込みか。	その通りである。
審議④ 大下仁田1号線送配水管布設工事	
意見・質問	回 答
市の積算との比較で、すべての業者の直接工事費が100%近い数字で比較的積算しやすい工事だったと思う。あとは諸経費をどうみるかの差が出ている。また、ランダム係数が高く出たことによって失格が多くなったという説明は理解できる。	—
入札参加資格で「年間平均完成工事高がある者」とあるが金額は考慮しないのか。	この工事については、実績の金額ではなく、実績があるかないかを要件で定めている
年間平均完成工事高とはどういう内容か。	経営事項審査の審査項目で過去2～3年の工種別の売上実績の平均である。

審議⑤ 中河水路災害復旧工事	
意見・質問	回 答
国の補助事業のため基本的に変更は認められないという説明だが、最終的に仮設道路は作ったのか。	作っている。車両が通過できる 3 m幅や直線で現場まで行ける距離の最低限必要な部分は認められる。
仮設道路はいつの時点で認められるのか。	発注前に仮設道路を含んだ設計を行い、査定時に認められる必要がある。
現場での調整はどのようにしているのか。	実際に業者が現場に入り、資材置き場の確保のため整地をしたいとか、仮設の水路をみてほしいなどの要望があった場合、必要と判断できれば市の単独事業により対応するようにしている。
そのようなことをするために、地権者との調整を市が行ったのか。	市が調整を行っている。仮設道路等を整備する場合、地権者と調整した後、設計に反映するため、事前に地権者と調整を行っている。
入札参加時に市が地権者と調整するということがわかっていないと業者は不安に感じると思う。あらかじめそういうことを条件として伝えた方が入札参加のハードルは下がるのではないか。	決まっていない部分を設計に入れることは難しい。入札後に受注業者と話をすることになる。
アンケートの結果をみると業者は仮設道路を作るということを知らないのではないか。	今回の現場は重機を入れる際の道路がない状況であり、対岸の方から重機を入れる計画であった。業者と施工のやり方で食い違いがあるときは意見を聴きながら対応するつもりであった。
災害復旧工事なので急いである必要があると思うが、仮に 4 回目の入札でも決まらなかった場合、再度、入札を行う予定だったのか。	入札をしていると思われる。
入札に付して落札者がいないときは随意契約ができるという規定があるが、そのようなことは検討の余地はあるか。	本当に緊急性があるものについては地方自治法施行令や市の契約規則の規定により可能である。
本当に緊急であれば最初から随意契約でもよいと思うが、災害復旧工事に限っては、入札を何回か実施して不落だった場合に随意契約に移行できるようなルールを決めたらどうかと思う。	ルール化することについては検討してみたい。

審議⑥ 寺中川護岸整備工事	
意見・質問	回 答
アンケート結果で様々な意見があっているが、今後どのような対策を考えているか。	アンケート結果から仮設計画などについて不足していることが確認できた。県とも相談しながら提案していきたい。
審議⑦ 深底ため池浚渫工事	
意見・質問	回 答
「ため池工事」の工種ができて約３％増額になるとのことだが、それでも不十分であるということであれば、適切な価格になるよう国に対し要望してもらいたい。今回の入札結果は複数の業者が競合しているとは言えないので、積算基準を変えることと、施工条件が厳しいと思われるところを改善してもらいたい。	—
審議⑧ 大三東地区公衆用道路舗装維持工事	
意見・質問	回 答
入札結果をみると、特定の業者を落札させようとしたという見方もできるが、アンケートをみると積極的に取りにいく工事ではないということが判断できるため、その可能性はないと思う。	—
審議⑨ 萩原３号線改良工事	
意見・質問	回 答
このように辞退が多く２回も入札が中止になるような場合は、随意契約を活用してもよいと思う。	—
９～１０月に入札を予定していたとのことであるが、この時期に入札をかけた理由は何か。	工事予定区域に電柱が立っており、この移設に不測の日数を要したため発注時期が遅れたもの。
入札を中止したものについて業者の意見は聞いてないのか。	中止になった案件についてはアンケートを実施していない。入札が不落となった後に参加業者にアンケートを配布し実施している。
多くの業者が辞退している理由はわかった方がよいと思うので、手間がかからないようであれば実施してほしい。	理由を把握することは必要と思うので、今後検討したいと思う。

《審議案件に関する委員会の所見》

審議の結果、報告事項の「第1回入札監視委員会での所見に係る調査結果」について、「三会中学校キュービクル更新工事」は、業者の積算方法等について再度の調査を行い、文書での回答を求めることとした。

その他の案件については、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。

追記事項

災害復旧工事等について、入札不調・不落が続くような案件については、随意契約に移行できるルールをつくればどうかとの意見がだされ、事務局で検討することとした。